



【ESG債】 プラットフォームへの情報掲載手続き

Exchange & beyond

株式会社 東京証券取引所
2022年10月

- ◆ 1 ESG債のプラットフォームについて
- ◆ 2 プラットフォームに掲載できる情報
- ◆ 3 標準的な上場スケジュール
- ◆ 4 提出書類及び有価証券新規上場申請書への記載事項
- ◆ 5 FAQ

プラットフォームの概要

TOKYO PRO-BOND Marketに上場している債券のうち、ESG債に関する情報をJPXウェブサイトに掲載することができる仕組みです。

発行体による、環境問題や社会問題の解決に資するプロジェクトへの取り組み状況について、広くアピールしていただくことが可能です。

プラットフォームの特徴

ポイント
1

発行体が、任意にESG債に関する情報を掲載することができます。

ポイント
2

調達資金の用途に加え、外部機関によるレビュー、発行後の継続的なレポーティング、その他関連情報を掲載することができます。

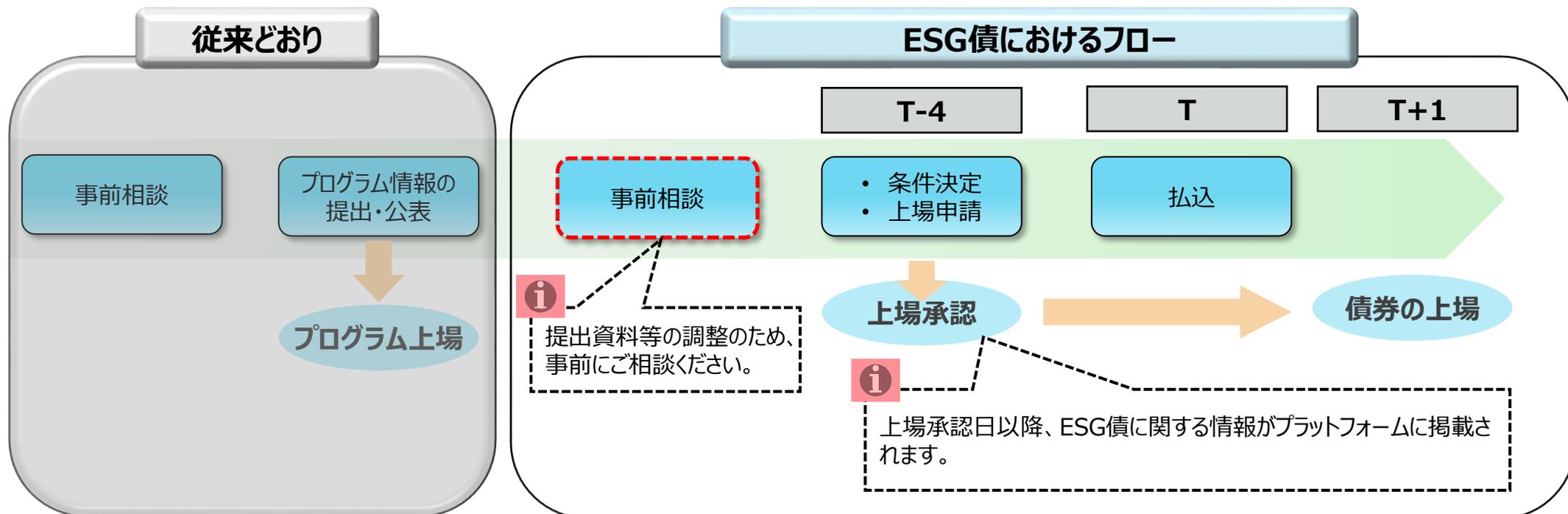
2 プラットフォームに掲載できる情報

発行体は、プラットフォームにおいて、以下のような情報を掲載することができます。

掲載情報	内容
調達資金の用途	<ul style="list-style-type: none">投資家その他市場関係者が資金用途の適切性について評価できる内容 ※例えば、ESG債によりファイナンス又はリファイナンスした資金を充当するグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクト（これらの事業に係る投融資を含む）の事業区分、プロジェクトの評価・選定のプロセスなど
外部機関によるレビュー	<ul style="list-style-type: none">調達資金の用途に対するプロジェクトの適切性や、準拠又は参照した原則・ガイドラインへの対応状況等に対する第三者からの客観的評価 ※例えば、「コンサルタント・レビュー（Consultant review）」、「検証（Verification）」、「認証（Certification）」、「レーティング（Rating）」
レポーティング	<ul style="list-style-type: none">調達した資金の使用に関する定期的な情報提供 ※例えば、調達資金が充当されているプロジェクトのリスト及び概要、充当した資金の額、プロジェクトにより期待される環境・社会的な改善効果など
その他関連情報	<ul style="list-style-type: none">発行体によるプレスリリース投資対象関連情報のURL（投資家によるプレスリリースがある場合等）

3 標準的な上場スケジュール

標準的な上場スケジュール



ポイント!

- ✓ プログラム上場から債券の上場までの流れは、通常の債券の上場プロセスと同様ですが、**ESG債として上場する場合、プラットフォームに掲載される書類の調整等のため、事前にご相談ください。**
- ✓ ESG債として上場申請する場合、「有価証券新規上場申請書」のチェック欄に、**掲載希望有りとして印をつけたうえ、当社へご提出ください**（次頁参照）。
- ✓ プログラム上場時においては、ESG債として掲載希望の有無の意思表示をしていただく必要はなく、**ダウンロードの際に「有価証券新規上場申請書」を当社へご提出ください。**

提出書類リスト

新規上場申請に際して、発行体が当社に提出する資料は、**通常の債券と同様**、以下のとおりですが、**有価証券新規上場申請書**において、**ESG債に関する情報**を記載していただきます。



（注）有価証券新規上場申請書に、ESG債に関する情報の記載事項が追加されました。

有価証券新規上場申請書への記載事項

1. 商号又は名称
2. 本店又は主たる事務所の所在地
3. 申請者の事務連絡担当者
4. 新規上場申請に係る債券等の銘柄名等
5. 上場承認希望日
6. その他の確認事項
 - (a)格付けの取得状況
 - (b)主幹事証券会社の名称

7. ESG債情報

追加



ESG債申請時に記載（詳細は次頁以降に記載）

有価証券新規上場申請書の画面イメージ

ESG債として情報掲載を希望される場合、有価証券新規上場申請書の「ESG債に関する情報」に必要な事項を記載していただきます。

7. ESG債に関する情報	
ESG債に関する情報の掲載希望（注1）： <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 1	
(a) 調達資金の用途、及び準拠又は参照した原則・ガイドラインに関する情報（『Green Bond Principles』（ICMA）、『グリーンボンドガイドライン』（環境省）等） 2	
(b) 調達資金の用途の他、掲載を希望する書類（注2）	
外部機関によるレビュー： <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 3	レポートニング： <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 3
関連情報： <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 3	
当該ドキュメント名称（「有」の場合）：	

次頁の **1** **2** **3** を参照

ESG債情報の記載要領

1 ESG債情報の掲載希望

「有」を選択し、以下の **2** **3** についてご記載ください。

2 調達資金の使途、及び準拠又は参照した原則・ガイドラインに関する情報

調達資金の使途について、PDFファイルにて当社にご送付ください。併せて、ESGプロジェクトの実施にあたり、準拠又は参照した原則・ガイドラインへの適合性についてご記載ください。

なお、準拠又は参照したガイドラインがない場合、その理由をご記載ください（発行体独自の基準を定めている等）。

3 調達資金の使途の他、掲載を希望する書類

(1) 外部機関によるレビュー

外部機関によるレビューの掲載を希望される場合、チェック欄の「有」を選択していただいたうえ、PDFファイルにて当社にご送付ください。

(2) レポーティング

上場時以降において、資金の使用状況や環境改善効果等のレポーティング資料の掲載を希望される場合、チェック欄の「有」を選択していただいたうえ、PDFファイルにて当社にご送付ください。

(3) 関連情報

発行体のプレスリリース等の掲載を希望される場合、チェック欄の「有」を選択していただいたうえ、PDFファイルにて当社にご送付ください。また、投資家によるプレスリリースがある場合、そのURLをプラットフォームに掲載することも可能です。

Q ESG債に関する情報を掲載するためには、何らかの原則やガイドラインに準拠又は参照する必要がありますか。

A ESG債について国際的に統一された定義や基準は確立されていませんが、市場の透明性・信頼性確保のため、準拠又は参照した基準を示すことが望ましいと考えられます。例えば、グリーンボンドについては、世界的に広く参照される基準である国際資本市場協会のグリーンボンド原則や、NGOである気候債券イニシアチブ（CBI：Climate Bonds Initiative）により策定された気候ボンド基準（Climate Bonds Standard）等が挙げられます。また、国内では、環境省により策定されたグリーンボンドガイドラインが存在します。ソーシャルボンドについては、国際資本市場協会により策定されたソーシャルボンド原則が挙げられます。これら、ガイドラインでは、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価及び選定のプロセス」、「調達資金の管理」、「レポートング」に関して指針が例示されています。発行体は、資金使途に関する情報と併せて、準拠又は参照した基準及び、基準の各要素に関する具体的な取り組み状況について説明することが望ましいと考えられます。なお、発行体独自の基準を持っている場合、又は何らかの理由で示すことが困難な場合にも、資金使途に関する情報と併せてその理由を示すことが望ましいと考えられます。

Q ESG債に関する情報を掲載するためには、外部機関によるレビューが必要ですか。

A 外部機関によるレビューとして「コンサルタント・レビュー(Consultant review)」、「検証(Verification)」、「認証(Certification)」、「レーティング(Rating)」などが挙げられますが、情報掲載にあたり、それらは必須ではありません。しかし、前述の各ガイドラインにおいては、外部機関によるレビューを活用することが望ましいと考えられています。

Q ESG債に関する情報を掲載するためには、発行後の継続的なレポーティングが必要ですか。

A 継続的なレポーティングは必須ではありません。しかし、前述の各ガイドラインにおいては、ESG債の発行により調達した資金の使用に関する最新情報（調達資金を充当するプロジェクトの概要、プロジェクトに充当した資金の額、プロジェクトがもたらすことが期待される効果など）について、発行後も継続的に開示すべきであると考えられています。

Q ESG債の情報はどこで見ることができますか。

A 当社のウェブサイトにおける「TOKYO PRO-BOND Market」のトップページより、「TOKYO PRO-BOND Market上場ESG債に関する情報」というメニューをクリックすると、当該ページをご覧ください。
あるいは、「TOKYO PRO-BOND Market」の「銘柄一覧」画面から当該ページに移動することも可能です。

Q ESG債に関する情報をプラットフォームへ掲載するために、手数料は発生しますか。

A ESG債に関する情報を掲載することによる追加手数料は発生しません。

本件に関するお問合せ先

株式会社東京証券取引所
上場推進部
03-3666-0141
product_01@jpx.co.jp

本資料に関する注意事項

- 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の証券会社との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。万一、本資料に基づき生じた費用又は被った損害があった場合にも、株式会社日本取引所グループおよびその関係会社は責任を負いかねます。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。また、本資料に記載されている内容は将来予告なしに内容が変更される可能性があります。
- 本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社日本取引所グループおよびその関係会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製、または転送等はできません。